

船舶輸送役務契約書（案）

契 約 要 件	契約金額 ￥		— (うち消費税額 円)			
	品名(件名)	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
	契約保証金			履行場所		
	代金支払回数	回		履行期間		

上記役務（運送）について、契約担当官 陸上自衛隊西部方面会計隊長（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）は、次の条項により船舶輸送役務契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、甲の車両、旅客、その他の貨物（以下「車両等」という。）を仕様書で定めた航路において運送を行うものとし、甲はその代価を乙に対し支払うものとする。

（権利、義務の譲渡等の禁止）

第2条 乙は、甲の書面による承認を得ないで、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

2 乙は、甲の承認を得てこの契約の履行を第三者に委任若しくは請け負わせた場合においても、その義務とされている事項につきその責を免れないものとする。

（秘密保全）

第3条 甲及び乙は、この契約に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

2 乙は、この契約において、甲の指定する秘密がある場合は、この指示に従い、その保全を確実にしなければならない。

（運送の発注及び提供）

第4条 甲は、前条の運送を発注する場合には発注書を乙に交付するものとする。

2 乙は、前項の発注書に基づき、善良な管理者の立場において運送を行うものとする。

（役務の完了の確認）

第5条 乙は、前条の運送が完了したならば、速やかに甲に通知するものとする。

2 甲又は甲の命ずる役務検査官は、乙より前項の通知を受けた日から速やかに役務の完了を確認するものとする。

(代金請求及び支払)

第6条 乙は、役務が完了した場合は、代金を甲に適法な支払請求書をもって請求するものとする。

2 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日
に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第7条 甲は、約定期間(第4条第2項の期間をいう。以下同じ。)内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.5パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(有償の延期の場合の処置)

第8条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、発注書記載の期間内に契約を履行することができないときには、甲の承認を得て、運送期間、日時を変更することができる。

2 前項の場合、乙は、当初定めた履行期限の翌日から運送完了の日までの遅滞日数1日につき、当該運送にかかる金額の1000分の1に相当する額を遅滞料として、甲の指定する者の定める日までに納付しなければならない。但し、その額が100円未満の場合は、この限りではない。

3 乙は、前項の遅滞料を納付期限までに支払うことができない場合には、納付期限の翌日から起算して納付の前日までの間、未納額に対し年5.0%の延滞金を支払わなければならない。

(無償の延期の場合の処置)

第9条 天災地変その他、乙の責に帰し難い事由により、乙が期間に運送を完了し難い時、乙は、甲に対し遅滞なくその理由を詳記して履行期限の延期を請求することができる。この場合甲は、乙の請求を正当と認めた時は、無償で履行期限を延長することができる。

ただし、その延長日数は、甲・乙協議して定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第10条 乙は、契約の履行に関し第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負わなければならない。

(損害賠償)

第11条 乙は、契約不履行その他乙の責に帰すべき理由により、甲に障害を及ぼした場合は、第8条に定める延滞料のほか、甲の損害に対し賠償の責を負うものとする。この場合における賠償の額及びその納付期限に関しては、甲・乙協議して決定するもの

とする。

2 賠償は甲の指定した場所における修理又は再生を原則とするも、これにより難しいときは、現金納付に替えることができる。

(違約金)

第12条 甲は、乙が正当な理由なく期間内に役務が完了できていないとき、あるいは第4条第2項に違反したときその他故意に損害を与えた場合は、本契約を解除することができる。

2 前項の場合、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を、甲の指定する者の定める期間内に納付しなければならない。

3 乙が違約金を指定された期日までに納付しない場合には、第8条第3項の規定を準用する。

(契約条件の変更等)

第13条 乙は、料金その他契約条件を変更しようとするときは、事前に甲に通知し、承認を得て変更契約の手続きを行うものとする。

(紛争の解決)

第14条 紛争を生じた場合は、運送約款及び一般商習慣によるものとし、なお疑義のある場合は、甲・乙協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとする。

(仲裁)

第15条 前条によってもなお解決をみないときは、(一社)日本海運集会所にその仲裁を依頼するものとする。

(特約条項)

第16条 談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項を付す。

以上契約の締結を証するため、この書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

契約担当官

甲 陸上自衛隊
西部方面会計隊長

乙